第1部 金融監督庁の組織及び運営

第1章 金融監督庁の組織

第1節 金融監督庁の発足

1 発足までの経緯

1. 金融監督庁の設立準備

平成8年12月25日、「行政改革プログラム」が閣議決定され、本プログラムにおいては、自己責任原則と市場原理を基軸とした透明かつ公正な金融行政を実現すべく、民間金融機関等に対する検査・監督を所掌する国家行政組織法第3条に基づく機関として総理府に「金融検査監督庁」(仮称)を設立することとされた(資料1-1-1及び資料1-1-2参照)。これは、平成8年12月24日の与党3党(自民党、社民党、新党さきがけ)合意「金融行政機構等の改革について」を受けて決定されたものである。

同月27日、内閣に金融検査監督庁(仮称)設立準備委員会を設置することが 閣議了解され、同委員会の設立準備を担当するため総理府に金融検査監督庁 (仮称)設立準備室が設置された(翌年3月11日、「金融監督庁設置法案」等 の閣議決定に伴い、金融監督庁設立準備委員会及び同室と改称された)。

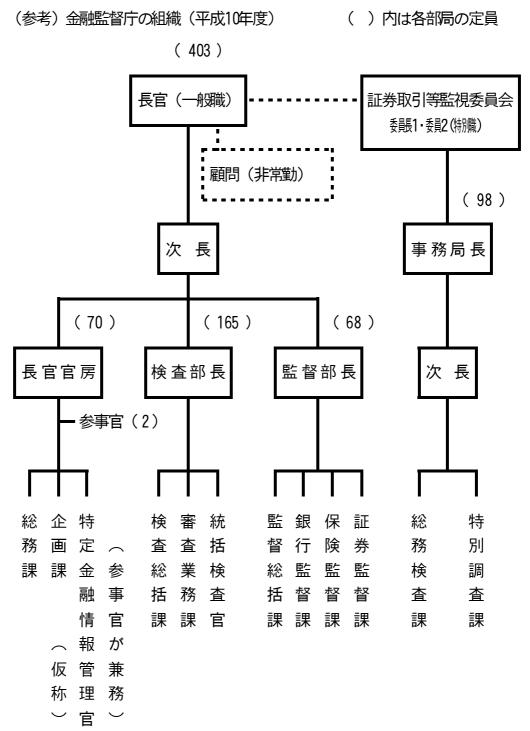
2. 金融監督庁設置法の施行

平成9年3月11日に「金融監督庁設置法案」及び「金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定され、第140回通常国会に提出された。両法案は6月16日に参議院本会議において可決・成立、同月20日に公布された。

平成10年6月22日に金融監督庁設置法及び関係整備法が施行され、金融監督庁が総理府の外局として発足した。その際、証券取引等監視委員会は、国家行政組織法第8条に基づく機関として、大蔵省から金融監督庁に移管された。

Ⅱ 金融監督庁の組織

金融監督庁には、長官、次長の下に内部部局として長官官房、検査部及び監督部が置かれたほか、証券取引等監視委員会及び自動車損害賠償責任保険審議会が置かれ、金融監督庁全体で403名の定員で発足した。



(注)特定金融情報管理官(仮称)は、組織的犯罪処罰法案の施行を待って、マネロン対策のための情報分析等を行うFIU(Financial Intelligence Unit)として、金融監督庁に設置される予定。

Ⅲ 金融監督庁の権限

金融監督庁の発足に伴い、

- ① 金融監督庁は、民間金融機関等に対する検査・監督(破綻処理に関連する権限を含む)を所管する、
- ② 大蔵省は、それまでの銀行局及び証券局を金融企画局に統合し、金融及び証券取引制度の企画・立案のほか、金融及び証券取引に関する行政事務で、金融監督庁の所管に属さないもの(政府系金融機関、証券市場の運営に係る事項等)を所管することとされた。

この結果、銀行法等に基づき、それまで大蔵大臣の権限とされていた民間金融 機関等に対する検査・監督権限については、免許をはじめとして、業務改善命令、 業務停止命令、免許の取消し、合併等の認可等の全ての権限が内閣総理大臣に移 された。その上で、これらの検査・監督権限については、免許の付与及びその取 消し等の権限を除いて、その大宗が内閣総理大臣から金融監督庁長官に法定委任 された。

IV 金融危機管理に係る大蔵大臣への協議

内閣総理大臣(またはその法定委任に基づく金融監督庁長官)は、金融機関の破綻処理が必要となった場合、通常のケースにあっては、既存法令下での方策により対応することを通じ、金融危機管理にその責務を果たすこととなるが、場合によって、既存法令下での方策により対応するのみでは、信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあることも想定され得る。

こうしたことから、内閣総理大臣又は金融監督庁長官は、銀行等に対し免許の 取消し又は業務停止命令の処分を行うことが、信用秩序の維持に重大な影響を与 えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必 要な措置に関し、大蔵大臣に協議することとされた。

第2節 第143回臨時国会における金融関連法案の審議

金融監督庁発足後に召集された第 143回臨時国会(平成10年7月30日~10月16日) においては、8月5日に、ブリッジバンク(つなぎ銀行)制度の導入等を盛り込ん

だ「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案(いわゆるブリッジバンク法案)」をはじめとする金融再生トータルプラン関連6法案が提出された。一方、政府提案のブリッジバンク法案が審議されている中、民主党、自由党、平和・改革の野党3会派は、9月3日、ブリッジバンク法案への対案として、特別公的管理制度の導入等を盛り込んだ「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案」、金融再生委員会の設置等を盛り込んだ「金融再生委員会設置法案」等(いわゆる金融再生関連法案)を国会に提出した。その後、与野党間で精力的に協議が続けられた結果、金融再生関連法案の修正案(自民党、民主党、平和・改革提出)が、10月2日に衆議院で、同月12日に参議院でそれぞれ可決され、成立した。また、10月7日に自民党が資本増金制度の導入等を盛り込んだ「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案」を国会に提出した。その後、同去案の修正案(自民党、自由党、平和・改革提出)が、同月13日に衆議院で、同月16日には参議院でそれぞれ可決され、成立した。

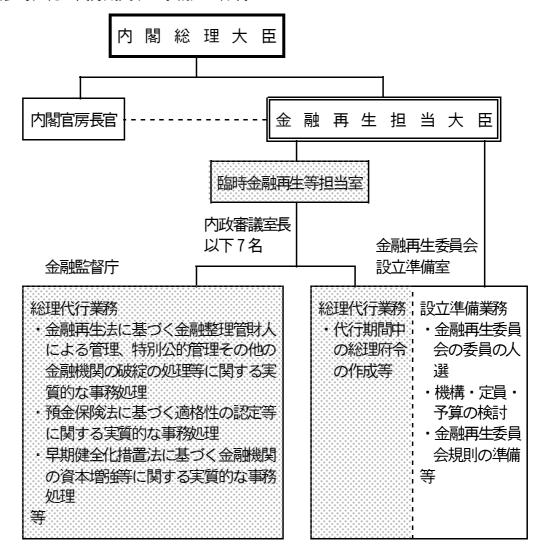
第3節 総理代行期間中の事務処理体制

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」等は、平成10年10月23日に施行され、「金融再生委員会設置法」及び関係整備法については、平成10年12月15日に施行された。

このため、金融再生委員会発足までの間(平成10年10月23日から12月14日まで)、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」等により金融再生委員会の所掌とされた事務については、これらの法律の附則の規定により、内閣総理大臣がその事務を代行することとされた。これを受けて、10月23日、内閣総理大臣官房に「臨時金融再生等担当室」が設けられ、総理代行事務を総括的に処理することとなった。担当室の室長には内政審議室長を、室員には内政審議室の職員が充てられ(室長以下7名)、臨時金融再生等担当室においては、金融監督庁の協力を得てその事務を処理することとされた。

なお、同日の閣議において、金融機能の再生及び早期健全化のための施策等を円滑に推進し、金融再生委員会の設立準備に資するため、行政各部の所管する事務の調整を担当する国務大臣が任命された。

(参考) 総理代行期間中の事務処理体制



第4節 金融再生委員会の発足

| 金融再生委員会の発足

「金融再生委員会設置法」により、金融再生委員会を設立することとされたことを受けて、その準備を行うため、平成10年10月14日に、内閣総理大臣官房に金融再生委員会設立準備室が設置された。

金融再生委員会の発足の時期については、「金融再生委員会設置法」の公布の日から起算して2月を超えない範囲で政令で定める日とされたが、政令により、平成10年12月15日に金融再生委員会設置法が施行され、金融再生委員会が総理府の外局として発足し、金融監督庁は同委員会に置かれることとなった。

金融再生委員会は、既に金融再生担当大臣であった柳沢伯夫国務大臣を委員長とし、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員4名で組織された。金融

再生委員会の事務を処理させるため事務局が置かれ、事務局には総務課と金融危機管理課の2課が設置された。

また、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づき預金保険機構が取得する特別公的管理銀行の株式の対価を決定するため、金融再生委員会に株価算定委員会(非常勤の委員長及び委員4名で組織される国家行政組織法第8条に基づく機関)が置かれた。

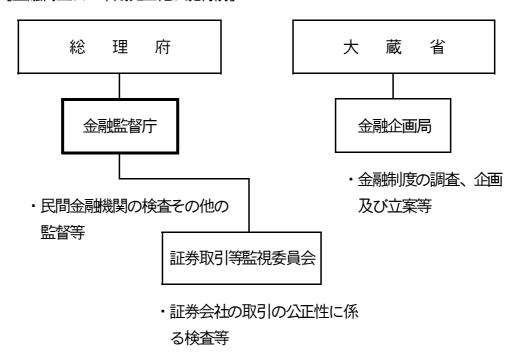
|| 金融再生委員会と金融監督庁の権限

金融再生委員会の発足に伴い、金融再生委員会及び金融監督庁の権限関係は以下の通り定められた。

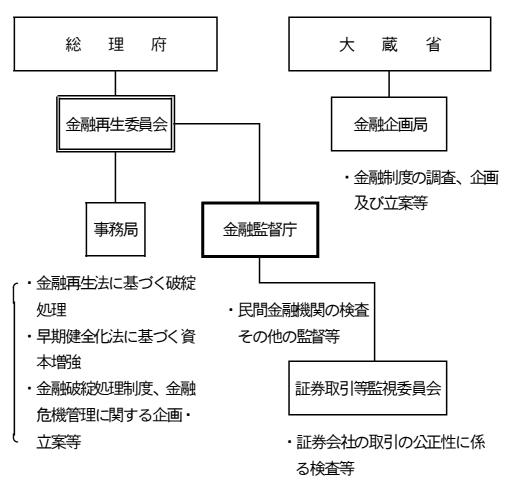
- ① 内閣総理大臣の権限とされていた銀行法等による検査・監督権限は金融再生 委員会の権限とされ、その上で、免許の付与及びその取肖し等の権限を除いて、 従前と同様、金融監督庁長官に法律委任された。
- ② 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく金融整理管財人、ブリッジバンク及び特別公的管理に係る権限は金融再生委員会の権限とされた。
- ③ 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく権限は、 金融再生委員会の権限とされ、そのうち、過少資本金融機関等に対する自己資本充実等の措置命令等の権限については金融監督庁長官に法律委任された。
- ④ 金融破綻処理制度、金融危機管理に関する企画・立案は金融再生委員会と大蔵大臣の共管とされた。預金保険法に基づく預金保険機構の監督等の権限についても金融再生委員会及び大蔵大臣の共管とされたが、それまで金融監督庁の権限とされていた銀行等に係る適格性の認定等の権限については金融再生委員会の権限とされた(証券・保険に係る適格性の認定等の権限は従前と同様、金融監督庁長官に法律委任された)。

(参考) 金融関係組織の変更

[金融再生法·早期健全化法施行前]



[金融再生委員会設立後]



(参考) 金融関係部局の所掌事務の変遷

	検 査		監督			企画・立案					
	証券	保険	銀行 等	証券	保険	銀	湇	銀	等	証券	保険
			作			破綻 処理 以外	破綻 処理	破綻 処理	破綻 処理 以外		
金融監督庁発足前	大金融	 	 	証券局	大保険部	ŕ	艮丁司	ŕ		(1)	保険部
金融監督庁発足後	-		(注1) ^邪	_ (金融監督 監 電 下 下 下	子 	<u></u> 1)			進 省	
金融再生委員会発足後			(注2)		监督厅 督 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图	部	金融再生委員会	と大蔵省の共管金融再生委員会		蔵で画り	

- (注1) 内閣総理大臣からの法律委任。
- (注2) 金融再生委員会からの法律委任。

第5節 平成11年度の体制整備

| 体制整備の概要

日本の金融監督体制に対しては、平成10年7月2日に政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会がとりまとめた「金融再生トータルプラン(第2次とりまとめ)」において、「金融監督庁の検査・監視・監督体制については、諸外国の金融検査監督当局の体制も参考に早急に見直しを行い、大幅な拡充を含む計画的な体制強化を図る」とされるなど、内外からその強化を求める指摘がある。このことを踏まえ、平成11年度の金融監督庁の体制として205名の増員を含む機構・定員要求を行ったところ、平成11年度予算において、以下の金融監督庁の体制整備が認められた。

- 1. 金融機関の財務状況の正確かつ継続的な把握
 - ① 統括検査官(14)及び特別検査官(14)の設置と部門制の採用
 - ・検査班の編成方式として、各業態等を継続的に担当する部門制の採用
 - ・資産の健全性に係る検査を始め、検査全般を統括する統括検査官の設置
 - ・主としてルール遵守・リスク管理状况に関する検査を実施する特別検査官 の設置
 - (注)統括検査官14のうち12は、上席検査官12の振替
 - ② 専門検査官(14)の設置
 - ・デリバティブ取引等に係る検査を専門的に担当
 - ③ 検査官の増員(上記を含め、87名)
 - 検査の頻度と深度の充実
 - (注)主要行は1年に1回、地銀・第二地銀は1~2年に1回を目標
 - ④ モニタリング体制の強化(各監督課にモニタリング係を新設)
 - ・オンサイトの立入検査に加えて、財務諸表等の分析を通じたオフサイトの 継続的なモニタリングの強化
- 2. 銀行監督体制の強化と金融システム安定化
 - ① 銀行監督課を2課体制へ
 - ・金融システムの根幹をなす銀行について、より密度の高い監督を行うため、

銀行監督第二課を設置し、2課体制に移行

・継続的な財務状況のチェック、早期是正措置を含む迅速・的確な行政措置、 経営の悪化した銀行への対応等

② 監督企画官の設置

- ・早期健全化のための諸措置、保険契約者保護機構(平成10年12月発足)、 投資者保護基金(平成10年12月発足)など、新たな制度的枠組みへの対応
- 3. 企画・調整機能の強化等
 - 官房審議官の設置
 - ・対外説明機能の充実及び総合的な企画・調整機能の強化
- 4. 市場ルール遵守状況の監視強化
 - 証券取引等監視委員会に、証券取引審査官、証券取引検査官及び証券取引 特別調査官を増員(8名)
 - ・金融システム改革が進展する中、市場ルールの遵守状況の監視強化

|| 定員

上記体制整備を含め、135人の増員が認められた。

(参考) 金融監督庁の定員等

	10年蘇賀	11年 定削	11年雙求	11年野算(増員)	11年蘇賀
長官、次長	2人				2人
長官官房	70人		33人	13人	83人
検査部(内検館)	165人 (151人) △ 1人 (△ 1人)	△ 2人 (△ 2人)	115人 (113人)	87人 (87人)	249人 (235人)
監督部	68人		37人	27人	95人
証券取引等 監視委員会	98人		20人	8人	106人
合 計	402人	△ 2人	205人	135人	535人

(注) 平成10年度の△は、金融再生委員会事務局への振替減である。

(参考) 金融監督庁の体制の変更 平成10年度の体制 平成11年度の体制 金融監督庁 融監督庁 定員402 名 定員535 名 官 官 次 次 長 長 長官 長官官房 房 官 70 名 83 名 審議官 事 事 官 官 参 事 事 官 課 課 総 務 総 務 課 企 画 課 企 画 部 検 部 検 査 査 164 名 249 名 検査総括課 検査総括課 審査業務課 審査業務課 検査監理官 統 括 検 査 官 監 監 部 督 部 95 名 68 名 監督総括課 監督総括課 銀行監督課 銀行監督第一課 保険監督課 銀行監督第二課 証券監督課 保険監督課 証券監督課 証券取引等監視委員会 証券取引等監視委員会 事 務 局 事務局 106 名 98名 事務局長 事務局長 次長 次長 総務検査課 総務検査課 特別調査課 特別調査課 ---- 自動車損害賠償責任保険審議会 自動車損害賠償責任保険審議会

第2章 中央省庁等改革における金融庁の設置の検討

| 中央省庁等改革の経緯

1. 中央省庁等改革

平成9年12月3日、行政改革会議において、中央省庁を1府12省庁とすること等を盛り込んだ「最終報告」が取りまとめられた(資料2-1参照)。これを具体化したものとして中央省庁等改革基本法が策定され、平成10年6月12日に成立した(資料2-2参照)。

この中央省庁等改革基本法により、中央省庁等改革推進本部及び同事務局が 設置され、平成13年1月の新体制移行を目標とする中央省庁等の再編に向けた 作業が進められた。

この結果、新府省設置法案等17本からなる中央省庁等改革関連法律案が、平成11年4月27日に閣議決定の上、第145回国会に提出され、同年7月8日に成立した(資料2-3参照)。

また、関係作用法の整備法案等は第 146回国会以降のできる限り早期の国会に提出することとされた。

2. 金融行政機構に係る協議

金融行政機構の在り方については、金融監督庁を改組して金融制度一般の企画立案をあわせて所掌する行政機関として金融庁を設置することが中央省庁等改革基本法に盛り込まれた(資料2-2参照)。これは、中央省庁等改革に係る検討において、「最終報告」(資料2-1参照)では金融危機管理等の企画・立案を財務省(大蔵省)の行政機能とするかどうか等について結論が出ず、与党三党(自民党、社民党、新党さきがけ)間の協議に委ねられ、その協議の結果、平成10年1月20日、「金融監督庁を金融庁に改め、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関するものを除き、国内金融に関するすべての企画立案を金融庁に移管する」こと等について合意されたことによるものである。

また、第 143回臨時国会における金融再生法等に係る協議の中で、与野党の 党首会談を経て三会派(自民党、民主党、平和・改革)の実務者間で、「金融 再生委員会の設置に伴う財政・金融の完全分離及び金融行政の一元化は、次期 通常国会終了までに必要な法整備を行い、平成12年1月1日までに施行する」 ことについて合意された。

この与野党間の合意内容を巡り、平成11年1月以降政党間で協議が行われた。

|| 金融庁の概要(資料2-4参照)

1. 概要

金融行政機構については、全体の中央省庁再編(平成13年1月)に先行して、 平成12年7月に金融再生委員会に置かれる金融監督庁を改組して金融庁とし、 さらに、平成13年1月に金融再生委員会を廃止して、内閣府の外局として金融 庁を設置することとされた(資料2-5参照)。

2. 特命担当大臣

中央省庁等改革基本法等を受けて、金融庁の所管する事項については特命担当大臣を必置とすることとされた。内閣府設置法により、当該特命担当大臣は、内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項を担い、それに関連する内閣府の分担管理事務として金融庁の所掌事務を掌理することとされている。

3. 所掌事務

金融庁は、民間金融機関に対する検査その他の監督等に加え、金融に関する全ての企画立案事務及びそれに関連する事務として企業財務等の事務を所掌することとされた。

金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案事務及びそれに関連する事務については、財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からの事務とされた(大蔵省金融企画局は廃止)。

4. 内部部局

金融行政の重要性等から金融庁の事務を掌理させるために特命担当大臣が置かれることから、金融庁に3局を設置することとされ、その名称については概

ね「総務企画局(仮称)」、「検査局(仮称)」及び「監督局(仮称)」とすることとされた。

5. 審議会等

金融庁には、金融審議会、証券取引等監視委員会、自動車損害賠償責任保険 審議会、公認会計士審査会及び企業会計審議会が置かれ、審議会等の整理合理 化により、政策審議機能は金融審議会のみが担うこととされた。

6. 金融に関する検査及び監督の業務の一元化

金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁は、その任務である金融の機能の安定の確保等の観点から、一方、共管とされている農林水産省等は、それぞれに固有の行政目的を達成する観点から、これを行うこととされた。これに伴い、共管金融機関等に対する検査・監督の在り方を見直すこととされた。併せて、専ら金融の観点からの検査として整理される自己資本比率規制及び大口融資規制に関する検査を金融庁の専管とする等、法令上も所要の措置を図ることとされた。

7. 金融危機対応会議

内閣総理大臣の諮問に応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融 危機への対応に関する方針その他の重要事項について審議し、これに基づき関 係行政機関の施策の実施を推進する特別の機関として、内閣府に金融危機対応 会議が設置されることとなった。会議の構成メンバーは、内閣官房長官、金融 庁所管事項の特命担当大臣、金融庁長官、財務大臣、日銀総裁、及び議長であ る内閣総理大臣が必要と認める関係大臣その他の関係行政機関の長となってい る。

8. 地方分権とのかかわり

中央省庁等の改革にあわせて、地方分権に係る制度改革が行われ、その中には、平成13年4月から信用組合の監督権限が都道府県から国へ移管されることなどが盛り込まれている。

第3章 金融監督庁の行政運営

第1節 金融監督庁の行政運営の軌跡

金融監督庁としては、その発足に当たり、金融監督庁の運営の基本として、以下の5つの柱を掲げた(平成10年6月22日の金融監督庁発足時の長官記者会見における発言(資料3-1-1参照))。

- ① 公正で透明な金融監督の確立
- ② 厳正で実効性ある検査の実施とモニタリングの充実
- ③ 海外の金融検査監督当局等との連携強化
- ④ 専門性の向上と高いモラルの保持
- ⑤ 検査・監視・監督体制の計画的な整備

以下の年表は、発足後1年間の金融監督庁の運営の軌跡を概観したものである。

金融監督庁この1年間の主な出来事

年 月	金融行政に係る動き	監督に係る動き	検査に係る動き	その他内外の動き
平成10年 6月	22 金融監督庁発足 23 政府・与党、「金融再生トータルプラン (第1次とりまとめ)」を発表	26¦ 「住友信託銀行と日本長期信用銀行の合 併構想について(長官談話)」を発表	 	 26 住友信託銀行と日本長期信用銀行、合併 構想を発表
7月	1 損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正施行(算定会料率の使用義務廃	2 「日米保険協議(長官談話)」を発表		
	17 第 1 回財務局長会議開催	13 「いわゆるコンピュータ西暦2000年 問題への金融機関等の対応状況に係る報 告命令の発出について」を発表 17 「預金取扱金融機関のリスク管理債権等 の状況について」(10年3月期)を公表	¦ 16¦ 「金融検査マニュアル及びチェックリス ¦トの整備に向けて」を発表	12¦ 参議院議員選挙 13; 橋本首相、辞任発表
8月		行政処分を実施 14 日本インベスターズ証券㈱に対し、証券 取引法に基づく免許を付与	17 金融検査実務初等研修実施(~10/23)	5 政府、「金融機能の安定化のための緊急 措置に関する法律及び預金保険法の一部 を改正する法律案」等を国会提出 6 大蔵省、金融審議会を発足 7 政府、経済戦略会議を発足

年月	金融行政に係る動き			その他内外の動き
+ 7	立 国社 コケソト (以の 当)の	監督に係る動き	検査に係る動き	
8月 (続き)	28 「金融監督庁の平成11年度機構・定員要 求及び予算要求について」を発表	21 「住友信託銀行と日本長期信用銀行の合併について(長官談話)」を発表 31 SPC法施行に伴い事務ガイドラインを発出 バアイティーエム証券㈱及びコアパシフィック山一証券㈱に対し、証券取引法に基づく免許を付与 バリカン・エのスプレス・インターナショナル・ジャパン投資顧問 ㈱に対し、投資顧問業法に基づき投資一任契約に係る業務を認可	25 「コンピュータ 2 0 0 0 年問題に関する 金融検査におけるチェックリスト(改訂 版)」を公表 『「金融検査マニュアル検討会」第1回会 合開催 26 「コンピュータ 2 0 0 0 年問題に関する 金融検査について」(非常勤職員採用募 集)を発表	
9月	1 SPC法施行 2 バーゼル銀行監督委員会とIOSCO(証券監督者国際機構)、「デリバティブ及びトレーディングに関し監督上必要とする情報を収集する際の枠組み」を発表 ま 15 IOSCO(証券監督者国際機構)第23回年次総会開催(於:ケニア)(金融監督庁として同機構に加盟)(~18日)	7 「コンピュータ 2 0 0 0 年問題への対応について」(平成10年 6 月末)を公表 // 2 0 0 0 年問題対応についての事務ガイドラインを発出 「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について」を発表	8. 「金融検査マニュアル検討会」第2回会合開催	3 野党 3党、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案」等を国会提出 10 労働省、証券総合口座への給与振込を認める省令を公布、施行 14 企業会計審議会、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な基準(案)」を公表

年月	△ 豆カイニニナム ! − /び フ 乗れた			ᄀᄼᆘᇚᆔᄼᄼᆂᆔᅕ
年 月	金融行政に係る動き	監督に係る動き	検査に係る動き	その他内外の動き
9月 (続き)	17 第 2 回財務局長会議開催		 	18 金融再生関連法案の修正問題について、 総理が野党党首と個別に会談
	22 バーゼル銀行監督委員会、「銀行の透明 性の向上について」「銀行組織における 内部管理体制のフレームワーク」「オペ レーショナルリスク管理のサーベイ結 果」を発表 29 IAIS(保険監督者国際機構)総会開 催(於:メキシコ)(~10/1)	30 ステート・ストリート投信投資顧問㈱及 びプルデンシャル三井トラスト投信㈱に	22 「金融検査マニュアル検討会」第3回会 合開催	
		対し、証券投資信託法に基づく免許を付与 // ステート・ストリート投信投資顧問㈱、ウェリントン・インタ -ナショナル・マネーシシント・カンハヒー・ピーティーイー・リミテット及びコスモ投信投資顧問㈱に対し、投資顧問業法に基づき投資一任契約に係る業務を認可		
10月			1 非常勤職員採用(コンピュータ 2 0 0 0 中間題検査官 4 名採用)	1 なみはや銀行発足(福徳・なにわの特定 合併) 2 衆議院において金融再生関連法(野党対 案の修正案)を可決、参議院へ送付
	5¦ 英国FSA(金融サービス機構)との人 は材交流(派遣)(〜16日) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 d 金融事務研修実施(~9日)	5 第二地銀に対する検査・考査に順欠着手 (15日より立入開始) 6 「金融検査マニュアル検討会」第4回会 合開催 " 「北海道拓殖銀行の検査結果について」 と公表 7 専門検査班によるコンピュータ2000 年問題検査に順次着手(15日より立入検	7. 与党、「金融機能の早期健全化のための
	13. 第 1 回財務局理財部長会議開催		・ 査開始) 9 「 徳陽シティ銀行の検査結果について」 ・ を公表	12 参議院において金融再生関連法可決・成
	14 内閣総理大臣官房に金融再生委員会設立 - 準備室発足	• • •		

年月	金融行政に係る動き			その他内外の動き
+ 7	出版社「大八字の金)の	監督に係る動き	検査に係る動き	C VJ ier 17 IVJ 對J C
10月 (続き)	15 バーゼル銀行監督委員会、「貸出金の会計処理、信用リスクの開示等についての使全な実務のあり方」について発表 ル・日米金融サービス協議開催(於:東京)(~16日) 16 金融再生関連法公布(金融再生委員会設置は公布の日より2カ月以内) 19 米国〇CC(通貨監督官局)との人材交流(受入)(~30日) 21 世界銀行監督者会議(ICBS)開催(於:オーストラリア)(~22日)22 総理府に臨時金融再生等担当室発足・総理府に臨時金融再生等担当室発足・金融機能早期健全化法公布23 金融再生法及び金融機能早期健全化法施行・金融再生担当大臣に柳沢大臣就任・金融再生法に基づく日本長期信用銀行の	¦ 法に基づく免許を付与 ! ! ! ! ! !	20 「金融検査マニュアル検討会」第5回会合開催	16 参議院において金融機能早期健全化法可 決、成立 ル 第143回臨時国会閉会
	特別公的管理開始 28	26 証券事務研修実施(~29日)		26 京都共栄銀行の幸福銀行等への営業譲渡 等実行 30 企業会計審議会、「税効果会計に係る会 計基準の設定に関する意見書」及び「連 結財務種表制度における子会社及び関連 会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱 い」を公表
11月	2 米国OCC(通貨監督官局)との人材交流(派遣)(~12日) 10 金融機能早期健全化法に基づく、資本増強に係る「資産査定、引当て及び有価証券の評価等に関する基準」及び「株式等の引受け等の承認に関する基準」発表(16日告示)	5 第 1 回財務局金融監督関係課長会議開催 (~6日) 9 ディルク, エヌ・エメイに対し、銀行法に基づき新 宿東口支店の営業免許を付与 10 早期是正措置に関する発動基準について の銀行法施行規則改正の概要を発表	· 合開催 · 合開催 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

年月	金融行政に係る動き			その他内外の動き
平 月	立門」以に示る判合	監督に係る動き	検査に係る動き	ての他分がの動き
11月 (続き)	表(20日告示) 20 金融システム改革法に関する政省令順次	17¦ 金融機能早期健全化法施行等に伴い、金 ・融監督に関する事務ガイドラインを改正	18 「金融検査マニュアル検討会」第7回会 合開催 20 「みどり銀行の検査結果について」を公	<u> </u>
	30 バーゼル銀行監督委員会及び証券監督者 国際機構(IOSCO)専門委員会による、「銀行・証券会社のトレーディング 及びデリバティブ取引に関する1997 年のディスクロージャーの調査報告書」 を公表	24 イバル・アセット・マネージット投信㈱及びウォーバーグ・ビーンカス・アセット・マネジット投信㈱に対し、証券投資信託法に基づく免許を付与 ルース・エージーは、対し、証券、は、主に、対し、証券、は、主に、対し、証券、は、対し、証券、は、対し、投資のでは、対し、投資のでは、対し、投資のでは、対し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	25 「金融検査マニュアル検討会」第8回会合開催	24 徳陽シティ銀行の仙台銀行等への営業譲 渡等実行

<i>-</i> п					7 ~ /바다 N ~ 5h +
年 月		金融行政に係る動き	監督に係る動き	検査に係る動き	その他内外の動き
12月		金融システム改革法及び一括清算ネッティング法施行	 1 金融システム改革法の施行に伴い、金融 監督に関する事務ガイドラインを改正 		1 生命保険契約者保護機構発足 1 損害保険契約者保護機構発足 1 日本投資者保護基金発足 1 証券投資者保護基金発足
	4	生命保険会社の標準責任準備金の計算基 礎率を定める告示一部改正	9・しんきんアセット・マネシメント投信㈱に対し、証 券投資信託及び証券投資法人に関する法	2 「金融検査マニュアル検討会」第9回会 「合開催 8 非常勤職員採用(平成11年2月1日まで 「に市場関連リスク検査官等16名採用) 9 「金融検査マニュアル検討会」第10回会 「合開催	
	11	金融再生法に基づく日本長期信用銀行の 経営合理化計画及び業務運営基準承認	律に基づく証券投資信託委託業を認可 11 ドイッチェ・ファンドフリーク・ウント・ハイボテッケンバングに対し、銀行法に基づき東京支店の営業免許を付与	; 11 「金融検査マニュアル検討会」第11回会 合開催	
		金融再生法に基づく日本債券信用銀行の 特別公的管理開始	13 日本債券信用銀行に対し特別公的管理開始の決定に伴い「金融監督庁長官談話」 を発表	13 「日本債券信用銀行の検査結果について」を公表	
		金融再生委員会発足(柳沢大臣が金融再生委員会委員長に就任) 金融再生委員会、金融機能早期健全化法		14 金融検査実務中等研修及び総合金融高等	14 ₁ 第144回臨時国会閉会
		の運用に関し、「優先株等の配当率等に 関する基本方針」を議決・公表	18 「保険契約及び保険金支払の見直しについて」を発表い、「コンピュータ西暦 2 0 0 0年問題への対応について」(平成10年 9 月末)を公表し、事務ガイドライン等を改正	18¦「金融検査マニュアル検討会」第13回会 合開催	
		金融監督庁の平成11年度予算(復活状 況)発表	25 野村アセット・マネジメント投信(株)に対し業務改善を命令	22 「金融検査マニュアル検討会」第14回会 合開催 // 金融検査マニュアル検討会「中間取りま とめ」を公表し、パブリックコメントを 募集 25 「主要行(17行)に対する検査・考査結 果 について」を公表	 25 企業会計審議会、「有価証券報告書等の
平成11年 1月	8	デリバティブ外部委託研修実施 (〜14日)	 11 「日英銀行監督者会合」開催(於:ロン ドン)	8 第 2 回全体研修実施	

年月	金融行政に係る動き			その他内外の動き
十 力	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	監督に係る動き	検査に係る動き	ていばいがりませる
1月 (続き)	13 保険業法施行規則一部改正 (保険会社の早期是正措置) 18 「内外からの規制緩和要望等に対する検 討状況(中間公表)」公表 20 金融再生委員会、「金融再生委員会の運 営の基本方針」を議決・公表 25 金融再生委員会、「資本増強に当たって の償却・引当についての考え方」を議決 ・公表 29 保険業法施行規則一部改正 (保険契約及び保険金支払の見直し) パーゼル銀行監督委員会、「銀行とレバ レッジの高い業務を行う機関との取引に	22 「10年9月末におけるリスク管理債権等の状況について」を公表 29 保険契約及び保険金支払いの見直しに関し事務ガイドラインを一部改正	22 第 2 回財務局金融検査関係課長会議開催	18 郵貯と銀行A T M接続開始(民間115社参加) 19 第145回通常国会開会 22 企業会計審議会、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表
	¦ 関する報告書」を発表	1	I I	1 1
2月	4 第 3 回財務局長会議開催 18 金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラム、「金融コングロマリットの監督に関する資料」を公表	- 問㈱及び大和投資顧問㈱に対し、証券投 - 資信託及び証券投資法人に関する法律に - 基づき証券投資信託委託業を認可	3 専門検査班による内部モデルに関する検 査に順次着手(15日より立入検査開始)	1 サービサー法施行
	19 金融再生委員会、「日本長期信用銀行の 資産判定結果」を議決・公表 24 バーゼル銀行監督委員会及びIOSCO による「銀行、証券会社のトレーディン グ及びデリバティブ取引のパブリック・ ディスクロージャーに関する提言を含む 市中協議ペーパー」を公表	 ✓ 日商岩井投資顧問株、シーディーシー・アセット・マネジ・メント・ジャルン(株)及びマサチューセッツ・インベストメント・マネジメント(株)に対し、投資顧問業法に基づき投資・一任契約に係る業務を認可 ✓ 一任契約に係る業務を認可 	23 金融検査マニュアル検討会「中間取りまとめ」に対する意見とその見直しの検討方針を公表	

年月	金融行政に係る動き			その他内外の動き	
+ 7	日本では、「本本では、「本本では、「本本では、「本本では、「本本では、」「本本では、」」」、「本本では、「本のは、「本のは、「本は、「本は、「本は、「本は、「本は、「本は、「本は、「本は、「本は、「本	監督に係る動き	検査に係る動き	C 471EL JULVJRJC	
2月 (続き)	25 金融再生委員会、金融再生法に基づく、 「金融機関等から整理回収機構への資産 買取の基準」を議決・公表		26¦「金融検査マニュアル検討会」第15回会 日開催		
3月	1 金融再生委員会、金融再生法に基づく 「日本債券信用銀行の経営合理化計画及 び業務運営基準並びに日本長期信用銀行 の業務運営基準の変更」を承認・公表	3 銀行・証券会社間等のファイアーウォー ル規制に関し、「弊害防止措置の見直し に当たっての基本的方向性について」を 発表、パブリック・コメントを募集			
	10 第 2 回財務局理財部長会議開催		8 「金融検査マニュアル検討会」第17回会 合開催 11 「金融検査マニュアル検討会」第18回会		
l	12 金融再生委員会、資本増強申請行(15 行)の申請に対して承認し、「申請金融 機関の資本増強の基本的考え方と審査結 果について」を発表	12. 「コンピュータ西暦 2 0 0 0年問題への 対応について」(平成10年12月末)を公 表			
			17 「金融検査マニュアル検討会」第19回会 合開催 18 「金融検査マニュアル検討会」第20回会		
	i	· · 表	合開催 25¦ 「金融検査マニュアル検討会」第21回会 合開催		
		/			
		✓ 実田ペクウェバー投信㈱、住信アセットマネシシント→ ㈱、三井海上投資顧問㈱及びフランク・ラッセル→ 投信㈱に対し、証券投資信託及び証券投資→ 資法人に関する法律に基づき証券投資信→ 託委託業を認可			
		// 以コグローが アドバザーズ ジャル リテット及びひまわり投資顧問㈱に対し、投資顧問業法に基づき投資一任契約に係る業務を認可			
	30 「規制緩和推進3か年計画の改定につい」で、公表	30 住宅金融債権管理機構と整理回収銀行との合併を認可	30 「金融検査マニュアル検討会」第22回会合開催		
	〃 株価算定委員会、日本長期信用銀行に係 ・ る取得株式の対価を決定・公表	1 1 1	1 	1 1 1	

年 月	金融行政に係る動き	監督に係る動き	検査に係る動き	その他内外の動き
3月 (続き)	31¦金融再生委員会、金融再生法に基づく、 「承継銀行への出資の基準」を議決・公 ¦表	31 「証券会社の自己資本規制の見直しに あたっての基本的方向性について」を発 表、パブリック・コメントを募集 の数据で、証券会社間等の弊害防止措置及び 金融システム改革法の施行に伴い、事務 がイドラインの一部改正		31 土地再評価法一部改正法の施行
4月	9 「リスク管理モデルに関する研究会」第 1回会合開催 11 金融再生委員会、国民銀行に対する金融 整理管財人による業務及び財産の管理を 命ずる処分等を実施 19 英国FSAとの人材交流(受入)(~28 日) 21 バーゼル銀行監督委員会、「信用リスク モデル:現状とその活用」を発表	し、「金融監督庁長官談話」を発表 16 日米保険協議のフォローアップ会合開催 (於:ワシントン) 「預金取扱い金融機関及び保険会社の自己資本比率規制等に関する告示について」を発表、パブリック・コメントを募集	5 「金融検査マニュアル検討会」第23回会合開催7 「金融検査マニュアル検討会」第24回会合開催8 金融検査マニュアル検討会「最終取りまとめ」を公表	

年月	스트바/그다. 그 최 녹			スの小けりの新せ
年 月	金融行政に係る動き	監督に係る動き	検査に係る動き	その他内外の動き
4月 (続き)	23 第4回財務局長会議開催 『リスク管理モデルに関する研究会」第 2回会合開催 30 証券会社の自己資本規制に関する命令 (旧省令の全部改正命令)を公布(施行 日11年6月30日)	30: 「証券会社の自己資本規制の見直しにつ いて」を公表		
5月	7 「リスク管理モデルに関する研究会」第 3 回会合開催 20 ノンバンク社債法施行 21 「リスク管理モデルに関する研究会」第	12: ティー・アイ・ワイ生命保険株式会社に対し、保 険業法に基づく生命保険業の免許を付与 18: 「ノンバンク社債法に基づく政令案及び 命令案等のパブリック・コメントに対す る回答」を公表 19: ノンバンク社債法の施行に伴い、事務ガ イドラインを一部改正 20: 「預金取扱い金融機関及び保険会社の 自己資本比率規制等に関する告示につい て」を発表 第 2 回財務局金融監督関係課長会議開催 (~21日) 21: 幸福銀行に対し、業務改善命令を発出	10 生保検査に順次着手(27日より立入検査 開始)	
	4 回会合開催 22 金融再生委員会、幸福銀行に対する金融 整理管財人による業務及び財産の管理を 命ずる処分等を実施 1 O S C O (証券監督者国際機構) 第24 回年次総会開催(於:ポルトガル) (~28日)	22 幸福銀行に関し「金融監督庁長官談話」を発表 24 「保険商品に係る届出制の拡大について」を発表、パブリック・コメントを募集 27 さわかみ投信㈱及びエゼーヌ・アムル・アセット・マジント投信㈱に対し、証券投資信託及びごがよ人に関する法律に基づき証券投資信託委託業を認可 // さわかみ投信㈱に対し、投資顧問業法に基づき投資一任契約に係る業務を認可	22 「幸福銀行の検査結果について」を公表	

年 月	金融行政に係る動き	金融行政に係る動き 監督に係る動き 検査に係る動き		その他内外の動き	
5月 (続き)	 	31 事務ガイドライン(保険会社関係)の一部改正			
6月	公表 11 「リスク管理モデルに関する研究会」第 7 回会合開催 12 金融再生委員会、東京相和銀行に対する 金融整理管財人による業務及び財産の管 理を命ずる処分等を実施	4 東邦生命保険相互会社に対し、業務の一 ・部停止等を命令し、「金融監督庁長官談 ・話」を発表 5 「東邦生命保険相互会社に対する保険管 ・理人による業務及び財産の管理命令等に ついて」を発表 8 「金融機関の業務に関するリスク関連資 ・料に係る報告命令発出」を発表 10 「コンピュータ西暦 2 0 0 0 年問題への 対応について」(平成11年 3 月末)を公 ・表 11 東京相和銀行に対し、業務改善命令を発 ・出 12 東京相和銀行に関し「金融監督庁長官談		2 東京地方裁判所、山一証券に対して破産 宣告 11 政府、「緊急雇用対策及び産業競争力強 化対策」を発表 18 企業会計審議会、「外貨建取引等会計処 理基準の改訂に関する意見書(公開草 案)」を公表	

第2節 有識者等との意見交換

Ⅰ 金融監督庁顧問との意見交換

金融監督庁は、その発足にあたり、各専門分野からの幅広い意見等を求めるため、非常勤職員として5名の有識者に顧問を委嘱した。各顧問には、必要が生じた都度、各顧問の専門分野について個別に相談し、指導・助言を求める他、定期的に参集を求め、当庁幹部との意見交換を行っている。

(参考) 金融監督庁顧問

片田 哲也(株式会社小松製作所取締役会長)

金児 昭(信越化学工業株式会社常務取締役)

竹内佐和子(東京大学工学部助教授)

增岡 章三(増岡章三法律事務所弁護士)

吉野 直行(慶応義塾大学経済学部教授)

(注) 片田顧問は、金融再生委員会委員への就任に伴い、平成10年12月14日 に退任した。

|| 金融界との意見交換

金融監督庁としては、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を遂行していくため、金融界との率直な意見交換を行うことを通じて、行政対応や行政当局の考え方が金融界に正確に理解されるとともに、金融業の実態等を行政当局が遅滞なく把握できることが重要と考えており、このため、金融界の各業態毎に幹部レベルの意見交換会を随時実施して、金融界との意思疎通に努めてきている。

(参考) 金融界との意見交換会の開催実績(平成10年7月~11年6月)

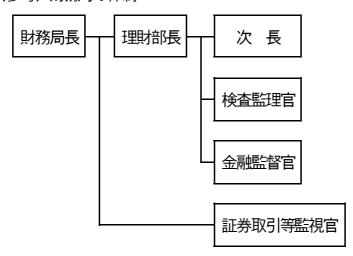
都銀・長信銀・信託銀行	信託銀行	地方銀行	第二地方銀行
10回	2回 12回		12回
外国銀行在日支店	行在日支店 信用金庫 信用組合		農林系統金融機関
2回 4回		4回 2回	
生命保険会社損害保険会社		外国損害保険会社	証券会社
8回 7回		5回	5回

第3節 地方部局との連携

Ⅰ 財務局との関係

金融監督庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督することとなっている。地方の民間金融機関等の検査・監督について、金融監督庁長官の指揮命令系統を明確にするため、平成10年度において、財務局に「検査監理官」及び「金融監督官」が設置された。

(参考) 財務局の体制



|| 財務局との会議の開催

地方における民間金融機関等の検査・監督を適切かつ効果的に進めていくため、 金融監督庁と各財務局との間の十分な連携を図るとの観点から、金融監督庁主催 による①財務局長会議、②理財部長会議、③金融監督関係課長会議及び④金融検 査関係課長会議を開催している(資料3-3-1参照)。

(参考) 財務局との会議の開催実績(平成10年7月~11年6月)

財務局長会議	理財部長会議	金融監督関係課長会議	金融検査関係課長会議
4回	2 回	2 回	2 回

|| 金融監督庁幹部による地方講演会の開催

金融検査・監督行政に対する幅広い国民の理解を得るとの観点から、各財務局の主催により、地元金融界等を対象として、金融監督庁幹部による地方講演会を順次、開催している。金融監督庁発足1年目においては、関東財務局を除く全財務局・財務支局で各1回ずつ講演会を開催した(資料3-3-2参照)。

IV 金融監督庁ニューズレターの発行

地方において金融検査・監督行政に携わる職員が、金融監督庁における諸施策等の内容等について理解を深めることによって、金融行政の円滑な遂行に資することを主たる目的として、平成10年9月以降、毎月1回を目途に「金融監督庁ニューズレター」を発行し、各財務局に送付している(「金融監督庁ニューズレター」は金融監督庁ホームページ(アドレス http://www.fsa.ga.jp/)にも掲載され、一般に提供されている)。

第4節 職員の任用及び研修

1 金融監督庁の発足に当たっての職員の任用

金融監督庁の発足に当たり、その職員については、民間金融機関等に対する検査・監督等の業務を的確に遂行して国民に信頼される金融行政を実施していくとの観点から、金融監督庁長官の任命権の下、大蔵省において検査・監督事務に従事してきた金融行政経験の豊かな人材に加えて、公認会計士などの民間の専門家の登用や大蔵省以外の省庁との大幅な人事交流の実施等、幅広い分野からの人材確保が行われた。

具体的には、民間からの人材登用については、①発足当初において、顧問(非常勤)を、経済学者、法曹界、会計専門家、経済界等の各分野の有識者に委嘱したほか、②若手の公認会計士5名を検査官に、また、③商法専攻の大学教授1名を非常勤の検査部参事に登用した。さらに、発足後、コンピュータ2000年問題やデリバティブ取引等に関する金融検査の実施、モニタリング体制の整備等のため民間から専門家を非常勤職員として登用した。

また、大蔵省以外の省庁との人事交流については、13省庁から30名程度の受入れを行った。

(参考) 発足後1年間の民間からの人材登用

職務内容等	採用数	常勤非常勤
金融監督庁顧問 公認会計士 検査部参事(商法学者) コンピュータ2000年問題に関する検査 デリバティブ取引及び内部モデルに関する検査 モニタリング体制の整備	5名名 6名名 1名名 20名 3	非常勤 常 勤 非常勤 非常勤 非常勤 非常勤
計	延べ 39名	

(参考) 大蔵省以外の省庁との人事交流(平成11年1月1日現在)

省	庁	名	1	人	数
経法厚農通運郵労 ************************************	務生水	迪 産業	院会庁庁庁省省省省省省省所		2 2 5 1 5 1 5 3 1 1 3
計					3 1

Ⅱ 平成11年度の体制整備に伴う職員の任用

平成11年度において、金融監督庁には、135名(定削2名を差し引いてネット133名)の増員が認められた。これに伴う任用については、年度中を通じて順次、実施していくこととなっているが、第一段階として、平成11年4月1日には、金融監督庁採用の第一期生として国家公務員試験合格者から14名を新たに職員として採用した。

また、第二段階として、平成11年度の人事異動期において、50名程度の増員を 予定している。その際には、引き続き幅広い分野からの人材確保に努め、具体的 には、新たに、①大蔵省以外の中央省庁との人事交流3名、②政府系機関等との 人事交流7名、③民間からの採用8名(公認会計士から2名、整理回収機構から 1名、非常勤職員からの登用5名)が予定されている。

Ⅲ研修

明確なルールに基づく公正で透明な金融行政の実現を徹底するとともに、専門性の向上と高いモラルの保持を図る観点から、長官官房企画課に開発研修室を設置し、金扇監督庁職員及び財務局金融部局の職員を対象とした研修を実施している。

(参考)

研修名	実 施 時 期	対 象 者 等
証券検査基礎実務研修	10年7月	初めて証券検査に従事する証券取引 検査官等
強制調查実務研修	10年7月	初めて強制調査に従事する証券取引特別調査官
金融検査実務初等研修	10年8月~10月	初めて金融検査に従事する金融証券検査官
金融事務研修	10年10月	財務局において金融監督事務に従事 する調査官
証券事務研修	10年10月	財務局において証券監督事務に従事 する調査官
金融検査実務中等研修	10年12月	中堅クラスの金融証券検査官
総合金融高等研修	10年12月	検査班のとりまとめを行うベテラン 検査官
英会話外部委託研修	10年10月~11年 6月	今後海外監督当局者との折衝等が予定される職員(外部の専門研修機関
デリバティブ研修	11年1月	への委託方式で実施) 金融証券検査官、証券取引検査官 (外部の専門研修機関への委託方式 で実施)
新規採用職員研修	11年4月~5月	金融監督庁新規採用職員

第5節 広報体制(資料3-5-1及び資料3-5-2参照)

金融監督庁が透明かつ公正な金融行政を行っていく上では、金融監督庁における様々な取り組みをタイムリーに、かつ、わかりやすく国民に情報提供していくことが重要である。記者会見については、金融監督庁発足以降、6月21日までに定例記者会見(毎週火曜日開催)や緊急記者会見等を、計51回開催してきた。発足日(平成10年6月22日)の長官初会見以降、長官会見が計19回、次長記者会見が計32回となっている。

また、金融監督庁が行う金融行政について、広く国民に情報提供する観点から、 報道発表を計 101件、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関における金融に係る指 針や提言等の発表を計12件行い、併せてこれらの発表資料をホームページに掲載し てきた(アドレス http://www.fsa.go.jp/)。

また、論(解)説委員との懇談会の開催や政府広報誌、テレビ・新聞等のマスコミからの取材を通じ、金融システムの安定化、貸し渋り問題、多重債務問題、コンピュータ2000年問題等の金融に係る諸問題を取り上げ、それらの解決に向けての取り組み状況の解説や問題の所在の周知等を行ってきた。